

GFC 国内実施計画の策定について(案)

令和6年4月
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

1. 趣旨

GFC においては、各国における実施のための手法として、国内実施計画の策定について以下のとおり規定している。

VI. 実施を支援するメカニズム

B 国内での実施

26. 化学物質及び廃棄物の健全な管理のための統合的アプローチを維持するため、各国政府は、関係省庁とすべての主体の関心が代表され、すべての関連する実質的な分野に対処されるよう、各主体との協議の下、省庁間又は組織間ベースで、実施のための**国内実施計画**等の取決めを確立すべきである。

29. 各国政府は、国レベルでの取り組みをさらに実施するため、他の主体と協議の上、**国内実施計画**またはプログラムを策定することができる。このような計画又はプログラムは、国内行動及び措置に合わせたものであり、既存の取決め又は他の報告努力と重複すべきではないことに留意した上で、報告期間中の進捗について、枠組みのうち本部分に係る報告を支援するために使用することができる。

国内実施計画の策定は、GFC に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要である。このため、関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）において、我が国における国内実施計画（以下「実施計画」という。）を策定することとする。

2. 実施計画の作成・決定手法

実施計画は、連絡会議において決定するものとする。

GFC においては、多様な分野、多様な主体の参加が強く推奨されていることから、その実施計画の策定過程では、政策対話¹等を用いた各主体との意見集約を行うとともに、案を公表して国民からの意見聴取を行うなど、幅広い主体の関与を得ながら進めるものとする。

3. 実施計画の内容

実施計画の内容は、おおむね以下のとおりとする。

(1) 総論

ボン宣言及び GFC 枠組み文書に沿って、我が国における化学物質管理の基本的な方針

¹ 化学物質と環境に関する政策対話 (<https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/>)

を記述する。

(2) 各論

GFC 戦略目的及びターゲットに沿って、我が国として実施する具体的な取組の概要をとりまとめる。

なお、実施計画に記載する具体的な取組は、原則として国の施策・事業等とする。ただし、特に必要と考えられる場合は、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される取組についても記載することとする。

また、記載に当たっては、今後 **GFC** において策定される進捗評価指標を反映するものとする。

4. 実施計画の実施状況の把握

連絡会議において、国際会議への報告頻度に合わせて実施計画に基づく取組状況についてとりまとめ、公表することとする。

また、連絡会議において、必要に応じ、行動項目の加除修正を含む見直しを適宜行うこととする。

必要に応じ、取組状況について、関係者の意見交換会を開催する。

5. 環境基本計画等との関係

実施計画と国内の関連する計画との関係については、法令等の定めるところによる。特に環境基本計画については、現在見直し作業を進めており、第六次環境基本計画の化学物質に関する記述については **GFC** と整合を図りつつ作成されているところ。

第六次環境基本計画その他関連する計画と実施計画との関係については、以下の整理となると想定している。

環境基本計画	環境基本法第 15 条第 2 項に基づき「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」を定めるもの
実施計画	環境基本計画その他関連する計画を踏まえつつ、我が国の GFC 実施に係る具体的な施策を記述するもの

6. 当面のスケジュール

【令和 6 年】

4 月：連絡会議（第 1 回）

4 月～8 月：各主体への情報共有・協力要請

各戦略目的・ターゲットに係る国内施策内容に関する情報収集

夏頃：連絡会議（第 2 回）

9 月以降：実施計画案の検討、政策対話等による各主体からの意見交換・聴取

【令和 7 年】

・実施計画案の最終化。OEWG（6 月開催）への報告。

・OEWGの結果を受けて必要に応じ修正。

【令和8年】

・第1回国際会議にて実施計画の報告。

※ スケジュールについては、作業量等に応じ適宜修正。

※ 実施計画策定後、英訳。